

令和 7 年 2 月 5 日
保 健 福 祉 政 策 部
保健医療福祉推進課

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例

1 主旨

令和 7 年 1 0 月に施設使用料等を改定するため、令和 7 年区議会第一回定例会に世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（1）使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 2 月	令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案） 公布（同日施行）
1 0 月	料金改定

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例 平成30年10月 1 日条例第61号 改正 令和 2 年 9 月30日条例第41号 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例 (目的及び設置) 第 1 条 区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現のため、総合的な保健、医療及び福祉の拠点として、地域福祉の推進に寄与することを目的として、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（以下「総合プラザ」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 総合プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ (2) 位置 東京都世田谷区松原六丁目37番10号 (運営の原則) 第 3 条 区長は、第 1 条の目的を達成するため、次条各号に掲げる事業を連携して実施するとともに、総合プラザと同一の建物及び隣接して設置される施設において実施される他の事業とも連携を図るものとする。 (事業) 第 4 条 総合プラザは、次に掲げる事業を行う。 (1) 世田谷区立保健センター（世田谷区立保健センター条例（昭和51年12月世田谷区条例第56号）第 1 条に規定する世田谷区立保健センターをいう。）において行う区民の健康の保持増進等に関すること。 (2) 福祉に携わる人材の確保及び育成に関すること。	○世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例 平成30年10月 1 日条例第61号 改正 令和 2 年 9 月30日条例第41号 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例 (目的及び設置) 第 1 条 区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現のため、総合的な保健、医療及び福祉の拠点として、地域福祉の推進に寄与することを目的として、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（以下「総合プラザ」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 総合プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ (2) 位置 東京都世田谷区松原六丁目37番10号 (運営の原則) 第 3 条 区長は、第 1 条の目的を達成するため、次条各号に掲げる事業を連携して実施するとともに、総合プラザと同一の建物及び隣接して設置される施設において実施される他の事業とも連携を図るものとする。 (事業) 第 4 条 総合プラザは、次に掲げる事業を行う。 (1) 世田谷区立保健センター（世田谷区立保健センター条例（昭和51年12月世田谷区条例第56号）第 1 条に規定する世田谷区立保健センターをいう。）において行う区民の健康の保持増進等に関すること。 (2) 福祉に携わる人材の確保及び育成に関すること。

改正後	改正前
(3) 認知症である者の在宅生活の支援の推進に関する事。 (4) 保健、医療及び福祉の分野における施策の連携の推進に関する事。 (5) 地域における交流の促進に関する事。 (6) 総合プラザの施設を利用に供する事。 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 (第4条第1号に掲げる事業)	(3) 認知症である者の在宅生活の支援の推進に関する事。 (4) 保健、医療及び福祉の分野における施策の連携の推進に関する事。 (5) 地域における交流の促進に関する事。 (6) 総合プラザの施設を利用に供する事。 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業 (第4条第1号に掲げる事業)
第5条 前条第1号に掲げる事業については、世田谷区立保健センター条例の定めるところによる。 (第4条第2号に掲げる事業等)	第5条 前条第1号に掲げる事業については、世田谷区立保健センター条例の定めるところによる。 (第4条第2号に掲げる事業等)
第6条 総合プラザ内において第4条第2号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区福祉人材育成・研修センターとし、当該事業の細目は、区長が別に定める。 (第4条第3号に掲げる事業等)	第6条 総合プラザ内において第4条第2号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区福祉人材育成・研修センターとし、当該事業の細目は、区長が別に定める。 (第4条第3号に掲げる事業等)
第7条 総合プラザ内において第4条第3号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターとし、当該事業については、世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年9月世田谷区条例第45号）の定めるところによる。 (施設)	第7条 総合プラザ内において第4条第3号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターとし、当該事業については、世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和2年9月世田谷区条例第45号）の定めるところによる。 (施設)
第8条 総合プラザの施設は、次のとおりとする。 (1) 区民活動支援会議室 (2) 研修室 (3) 喫茶室 (4) 駐車場 (休業日及び利用時間)	第8条 総合プラザの施設は、次のとおりとする。 (1) 区民活動支援会議室 (2) 研修室 (3) 喫茶室 (4) 駐車場 (休業日及び利用時間)
第9条 総合プラザの休業日及び利用時間は、規則で定める。ただし、喫茶室の休業日及び利用時間は、あらかじめ区長の承認を得て、第24条の規定により総合プラザの管理を行う者（以下「指定管理者」	第9条 総合プラザの休業日及び利用時間は、規則で定める。ただし、喫茶室の休業日及び利用時間は、あらかじめ区長の承認を得て、第24条の規定により総合プラザの管理を行う者（以下「指定管理者」

改正後	改正前
という。)が定める。 (会議室等を使用することができる者の範囲) 第10条 区民活動支援会議室は、別表第1右欄に掲げる者が使用することができる。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同欄に掲げる者以外の者も使用することができる。 2 研修室は、世田谷区福祉人材育成・研修センター事業その他第4条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、別表第1右欄に掲げる者が使用することができる。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同欄に掲げる者以外の者も使用することができる。 3 前2項に定めるもののほか、第16条第1項第1号から第6号までに規定する団体、学校等は、区民活動支援会議室及び研修室（以下「会議室等」という。）を使用することができる。 (会議室等の使用の手続等) 第11条 会議室等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を承認しないものとする。 (1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 会議室等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。	という。)が定める。 (会議室等を使用することができる者の範囲) 第10条 区民活動支援会議室は、別表第1右欄に掲げる者が使用することができる。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同欄に掲げる者以外の者も使用することができる。 2 研修室は、世田谷区福祉人材育成・研修センター事業その他第4条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、別表第1右欄に掲げる者が使用することができる。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同欄に掲げる者以外の者も使用することができる。 3 前2項に定めるもののほか、第16条第1項第1号から第6号までに規定する団体、学校等は、区民活動支援会議室及び研修室（以下「会議室等」という。）を使用することができる。 (会議室等の使用の手続等) 第11条 会議室等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を承認しないものとする。 (1) 営利を目的とするとき。 (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。 (3) 会議室等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 (4) 管理上支障があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

改正後	改正前
3 指定管理者は、会議室等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた会議室等を使用しなかったとき。 (2) 会議室等の使用に係る使用料を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。 (会議室等の使用の条件)	3 指定管理者は、会議室等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 (1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた会議室等を使用しなかったとき。 (2) 会議室等の使用に係る使用料を納付していないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。 (会議室等の使用の条件)
第12条 指定管理者は、会議室等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 (会議室等の使用の承認の取消し等)	第12条 指定管理者は、会議室等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 (会議室等の使用の承認の取消し等)
第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。 (駐車場の使用の手続)	第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。 (駐車場の使用の手続)
第14条 駐車場の使用の手続は、規則で定めるところによる。 (使用料)	第14条 駐車場の使用の手続は、規則で定めるところによる。 (使用料)
第15条 会議室等又は駐車場を使用する者は、別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、会議室等の使用に係る使用料にあつては規則で定める日まで、駐車場の使用に係る使用料にあつては退場の際に納付しなければならない。	第15条 会議室等又は駐車場を使用する者は、別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、会議室等の使用に係る使用料にあつては規則で定める日まで、駐車場の使用に係る使用料にあつては退場の際に納付しなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、同項	3 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、同項

改正後	改正前
の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。 (使用料の減免) 第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第1項に規定する会議室等の使用料から減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 (4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要であると認めたとき。 区長が相当と認めた額 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第1項に規定する駐車場の使用料から減額し、又は免除することができる。 (1) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使	の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。 (使用料の減免) 第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第1項に規定する会議室等の使用料から減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 (3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 (4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 (6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要であると認めたとき。 区長が相当と認めた額 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第1項に規定する駐車場の使用料から減額し、又は免除することができる。 (1) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使

改正後	改正前
用する自動車を駐車させるとき。 全額 (2) 駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき。 全額 (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額 (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき。 全額 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 3 第1項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の還付) 第17条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (会議室等の変更禁止等) 第18条 会議室等を使用する者は、使用に際して、会議室等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 (会議室等の使用権の譲渡等の禁止) 第19条 会議室等を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (会議室等の原状回復の義務) 第20条 会議室等を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに会議室等を原状に回復しなければならない。 (駐車場内の禁止行為)	用する自動車を駐車させるとき。 全額 (2) 駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき。 全額 (3) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額 (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき。 全額 (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 3 第1項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の還付) 第17条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (会議室等の変更禁止等) 第18条 会議室等を使用する者は、使用に際して、会議室等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。 (会議室等の使用権の譲渡等の禁止) 第19条 会議室等を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (会議室等の原状回復の義務) 第20条 会議室等を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに会議室等を原状に回復しなければならない。 (駐車場内の禁止行為)

改正後	改正前
第21条 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 他の自動車の駐車を妨げること。 (2) 駐車場の施設を汚損し、又は駐車中の自動車を損傷すること。 (3) 駐車場を駐車場の使用の目的以外の用途に使用すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 (損害賠償)	第21条 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 他の自動車の駐車を妨げること。 (2) 駐車場の施設を汚損し、又は駐車中の自動車を損傷すること。 (3) 駐車場を駐車場の使用の目的以外の用途に使用すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 (損害賠償)
第22条 総合プラザの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (入館の制限等)	第22条 総合プラザの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 (入館の制限等)
第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、総合プラザの使用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は総合プラザの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 総合プラザを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。 (指定管理者による管理)	第23条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、総合プラザの使用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は総合プラザの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 総合プラザを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。 (指定管理者による管理)
第24条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に総合プラザの管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)	第24条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に総合プラザの管理を行わせるものとする。 (指定管理者の指定の手続)
第25条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	第25条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

改正後	改正前
3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、総合プラザの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 総合プラザに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。 (2) 総合プラザの効用を最大限に発揮させることができること。 (3) 総合プラザの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第4条第4号から第6号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定する業務 (2) 総合プラザの維持管理に関する業務（世田谷区立保健センタ一条例第9条第1項第2号に掲げる業務を除く。） (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、総合プラザの適正な管理を行わなければならない。 (利用料金) 第27条 喫茶室を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、別表第3に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。	3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、総合プラザの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 総合プラザに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。 (2) 総合プラザの効用を最大限に発揮させることができること。 (3) 総合プラザの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等) 第26条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 第4条第4号から第6号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定する業務 (2) 総合プラザの維持管理に関する業務（世田谷区立保健センタ一条例第9条第1項第2号に掲げる業務を除く。） (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、総合プラザの適正な管理を行わなければならない。 (利用料金) 第27条 喫茶室を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、別表第3に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

改正後	改正前								
(委任) 第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 2 区長は、第11条第1項の規定による使用の承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。 3 区長は、第25条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為を施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。 附 則（令和2年9月30日条例第41号） この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。 <u>附 則（令和7年3月 日条例第 号）</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表第2備考以外の部分及び別表第3の規定は、令和7年10月1日以後の使用及び利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用及び利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。</u> 別表第1（第10条関係） <table border="1"> <tr> <th>施設</th><th>使用することができる者</th></tr> <tr> <td>区民活動支援会議室及び研修室</td><td>次の要件を満たす団体 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定</td></tr> </table>	施設	使用することができる者	区民活動支援会議室及び研修室	次の要件を満たす団体 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定	(委任) 第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 2 区長は、第11条第1項の規定による使用の承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。 3 区長は、第25条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為を施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。 附 則（令和2年9月30日条例第41号） この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。 別表第1（第10条関係） <table border="1"> <tr> <th>施設</th><th>使用することができる者</th></tr> <tr> <td>区民活動支援会議室及び研修室</td><td>次の要件を満たす団体 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定</td></tr> </table>	施設	使用することができる者	区民活動支援会議室及び研修室	次の要件を満たす団体 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定
施設	使用することができる者								
区民活動支援会議室及び研修室	次の要件を満たす団体 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定								
施設	使用することができる者								
区民活動支援会議室及び研修室	次の要件を満たす団体 (1) 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定								

改正後							改正前								
		管理者が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 (2) 構成員の総数が5人以上であること。							管理者が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 (2) 構成員の総数が5人以上であること。						
別表第2（第15条関係）							別表第2（第15条関係）								
		区分	午前	午後A	午後B	夕方	夜間			区分	午前	午後A	午後B	夕方	夜間
施設			午前9時から正午まで	午後0時30分から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで	施設			午前9時から正午まで	午後0時30分から午後2時30分まで	午後3時から午後5時まで	午後5時30分から午後7時30分まで	午後8時から午後10時まで
区民活動支援会議室	区民活動支援会議室1－1		<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	区民活動支援会議室	区民活動支援会議室1－1		<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
	区民活動支援会議室1－2		<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>		区民活動支援会議室1－2		<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
	区民活動支援会議室2		<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>		区民活動支援会議室2		<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
研修室	研修室A－1		<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	研修室	研修室A－1		<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>
	研修室A－2		<u>1,050円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>		研修室A－2		<u>810円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>	<u>540円</u>

改正後							改正前						
	研修室 B－1	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		研修室 B－1	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	研修室 B－2	<u>390円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>	<u>260円</u>		研修室 B－2	<u>300円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>
	研修室 C－1	<u>3,510円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>		研修室 C－1	<u>2,700円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>
	研修室 C－2	<u>3,510円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>	<u>2,340円</u>		研修室 C－2	<u>2,700円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>
	実習室	<u>2,130円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>		実習室	<u>1,650円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
	調理実 習室	<u>2,130円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>	<u>1,420円</u>		調理実 習室	<u>1,650円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>
駐車場		1台につき駐車時間 <u>15分</u> ごとに100円					駐車場		1台につき駐車時間 <u>20分</u> ごとに100円				
備考 2以上の使用区分にわたり施設を使用する場合においては、 各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。							備考 2以上の使用区分にわたり施設を使用する場合においては、 各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。						
別表第3（第27条関係）							別表第3（第27条関係）						
品目		金額					品目		金額				
飲み物メニュー		<u>1,300円</u>					飲み物メニュー		<u>1,000円</u>				
食べ物メニュー		<u>2,600円</u>					食べ物メニュー		<u>2,000円</u>				
セットメニュー		<u>3,640円</u>					セットメニュー		<u>2,800円</u>				